

天保期における長崎代官預所天草の支配形態と司法手続き ― 流人の管理と処分の観点から

安高 啓明

はじめに

末次平蔵が、延宝四（一六七六）年に抜荷への抛銀を罪状にして隠岐に流罪となつて以降、長崎代官の職務、特に地方御用は町年寄の兼管となつた。元文四（一七三九）年に代官が再設置されると、御用物方高木作右衛門忠与が長崎代官に就任、長崎村と浦上村淵、浦上村山里の三ヶ村を支配することになる。その後、宝暦十一（一七六一）年には、日見村や古賀村、茂木村、河原村、高浜村、野母村、樺島村の公領七ヶ村を支配するようになり、さらに、文化十（一八一三）年には、天草を預所として長崎代官の支配地は拡大の一途を辿つた。

長崎代官の研究は、本領の長崎郷村を対象としたものがほとんどである。例えば、天保年間の長崎代官の職掌については、年貢徴収や法令順達、警察権や裁判権といった地方支配をはじめ、地役人の支配、さらに、輸入品の管理、長崎市中や郷方三ヶ村の寺院支配、長崎にある幕府蔵の管理と長崎の糧米、長崎市中の空き地や埋立地の把握、漂流民の対応と整理されている。また、長崎代官の司法制度に関しては、長崎代官所轄の牢屋創設の交渉過程、そして人足寄場の設置に至つた行刑のあり方を詳らかにし、近年では、小島牢の成立を幕藩体制の綻びと位置付けた成果もみられる。

長崎代官の本領に関する研究蓄積がみられる一方で、預所とした天草については、支配構造や幕府との関連を包摂した分析はない。

幕領天草は、正徳四（一七一四）年に天草代官が廃されて以降、日田代官（西国筋郡代）と島原藩、長崎代官が預所とした。高木作右衛門忠任が文化十（一八一三）年に島原藩主松平主計頭（主殿頭）忠憑から天草を引き継いで以降、天保三（一八三二）年まで長崎代官預所となっている。西国筋郡代塩谷大四郎正義に天草を引き渡したが、同年中に再び高木作右衛門忠篤が預所とすると忠頭を引き継がれ、弘化四（一八四七）年まで支配した。文久元（一八六一）年に西国筋郡代に代わり高木作右衛門忠知に預けられると、同二年まで預所としている。

下島の西岸部には遠見番所が設けられ、早くから長崎を核とした対外防衛圏の枠組みに天草はあつた。そのため、長崎奉行も対外的事案にあつて天草支配に関与していた。文化十年に長崎代官が初めて天草を預所とした際に、島原藩から諸手続きを引き継ぎ履行していくが、天保年間になると、支配体制は確立している。そこには「長崎奉行所支配長崎代官」としての支配が展開されていたことを確認できる。また、司法制度に関しては、遠島地天草の流人の処遇や流罪地としての性格について検討されているものの、長崎奉行所を射程にした検証は不足している。預所には不詳な点が多いという指摘もみるなか、本稿では、天保期における長崎代官による天草の支配形態について、特に流人の管理や処分権の観点から預所体制の司法構造を明らかにしていく。

一 流罪システムと島証文

江戸時代の流罪は、死刑に次ぐ重罪であつた。長崎奉行は享保期以降、流罪執行にあつては、原則として「江戸伺」を行なわなけ

ればならなかったように¹¹、流罪は幕府の管理下で行なわれるものだった。流罪執行にあたっては、寛保二（一七四二）年に制定された「公事方御定書」の規定に次のようにある。¹²

【史料1】

一遠島

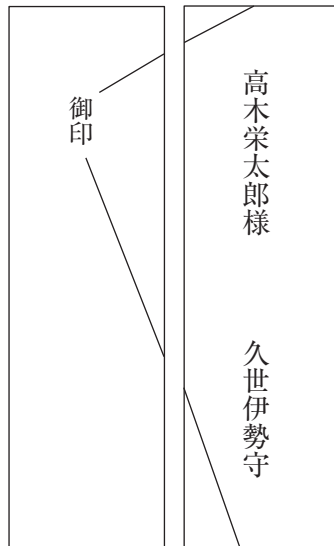
江戸より流罪のものハ、大嶋・八丈嶋・三宅嶋・新嶋・神津嶋・御蔵嶋・利嶋、右七嶋の内江遣、京・大坂・西国・中国より流罪の分ハ、薩摩・五嶋の嶋々、隠岐国・壹岐国・天草郡江遣、但、田畑、家屋敷、家財共二闕所、

これにより、江戸からの流島は、大嶋・八丈嶋・三宅嶋・新嶋・神津嶋・御蔵嶋・利嶋に指定されたのに対して、京都や大坂、西国、中国からの流島には、薩摩・五島の島々、隠岐国・壹岐国・天草郡が規定された。こうして、天草は、京坂以西からの公儀流島の一つとなり、薩摩や五島、隠岐、壹岐と同等に順番（＝島順）によって差遣されている。薩摩や五島、壹岐は私領であるが、隠岐と天草は御料（公領）である。両者が渾然一体となって幕府行刑に体系化され、幕府は私領への介入をも可能にした立法化を図った。換言すれば、幕藩体制を基調とした流罪システムを構築したと評価できる。長崎奉行所からは直接配流し得たが、それ以外は、江戸や大坂に集結して、一括して差遣するのが原則であった。¹³大坂からの流罪地である五つの島は、前述の通り島順で差遣され、長崎奉行所で執行された流罪とは異なる手続きだった。¹⁴流罪執行の際、島証文が手交され、他に犯罪事実を記した文書が通知されている。¹⁵

長崎代官が天草を預所とした時の流罪の手続きは、大坂町奉行か

ら長崎奉行にこれらの文書が通達され、その後、長崎代官に下達されている。¹⁶実際に通知された流人差遣の文書は、天保三（一八三二）年に作成された『御用留』（長崎歴史文化博物館蔵）に所収されている。¹⁷

【史料2】



以切紙令啓上候、然者去九月中申達候御自分御代官所天草嶋江流罪の者、明後十六日乗船申付候間、此段申達候嶋証文并流人名前書の儀者、先格の通大草能登守と相達可申候間、右二而御承知有之候様存候、以上、

六月十四日

久世伊勢守印

七月二日到来

就出府無印形

曾根日向守

高木栄太郎様

去年の九月中に伝えられていた天草への流人は、天保三年六月十六日に乗船を申し付けることになった。このことを通知する「嶋

証文」や「流人名前書」は、以前からの決まりの通り長崎奉行大草能登守高好から連絡があるので承知するようにと、六月十四日付けで大坂西町奉行久世伊勢守広正と大坂東町奉行曾根日向守次孝が連署して高木栄太郎に宛てている。この文書は、七月二日に長崎代官のもとに到着しており、大草高好を介して高木栄太郎に流人差遣の情報が通達、その後、関連文書が手交される手続きとなっていたことがわかる。前述した去九月の通知は、天保二（一八三一）年作成の『御用留』（長崎歴史文化博物館蔵）に次のようにある。¹⁸

【史料3】

以切紙令啓上候、然者来辰年流罪の者島順御自分御代官所肥後国天草嶋江差遣候の間、為御心得此段申達候、其余の儀者追而可及御掛合候、以上、

九月廿六日

曾根日向守

高木栄太郎様

猶以本文嶋順来ル巳年二相当可申候処、去寅年遠島もの多人数二而五島・壹岐両島江差遣候二付、壹ヶ年繰越順番早く相成候儀二有之候、為御心得此段申達候、以上、

これは、大坂東町奉行曾根日向守次孝から高木栄太郎に宛てられたもので、来年（天保三年）の流罪の「嶋順」が高木代官所が所轄する肥後国天草島であることを伝えている。そのほかのことは、追って連絡すると付記しており、前年に流罪執行の通達がなされていた。なお、本来の天草の島順は、二年後（天保五年）だったものの、天保元（一八三〇）年に流罪となるものが多く、五島と壹岐の両島に分けて差遣している。そのため、一ヶ年繰り越しとなり、順番が早まっ

たとして、これを認識しておくようにと申し達せられたのであった。流人の人数が多かったため、大坂町奉行所の判断により五島と壹岐に分散して差遣しており、翌年、影響を受けることになる長崎代官へは事前調整なく、決定事項が通達されたのである。五つの流島が紐帯をなした刑罰体系が築かれていたため、その運用は大坂町奉行が主導していたことがわかる。そして、次年以降の差遣先との調整は、特段、行なわれず、島順を原則としながら早まることもあり得たことは流島側も了解事項だったと解される。そのため、【史料3】のように、島順が「繰越」となる旨も、前年の通知で替えられたのであった。

流人が多いことを理由に差遣順が繰り越されることは慣例化していたようである。天保十四（一八四三）年の流罪執行にあたり、大坂東町奉行水野若狭守忠一と大坂西町奉行阿部遠江守正蔵は、高木作右衛門に宛てて二月三日付で次のことを通達している。¹⁹

【史料4】

尚以本文島順の儀去寅年遠島もの多人数二而壹岐・五島両島へ差遣候付、一ヶ年繰越来辰年天草嶋島順二可相成処、当年も流罪の者多壹度二乗船難申付候付、兼伺済の通、壹ヶ年両島江差遣候積二而当月下旬隠岐嶋江乗船申付候、残りのもの共当秋中天草嶋江差遣候筈二有之候、是又為御心得申達候、以上、

去年、遠島となったものが多人数のため、壹岐と五島へ差遣されたとし、天草が一年繰り越しの島順になったとある。そして、天保十四年も流人が多いので一度に乗船することが難しく、以前から伺い済みの通り、一年に両島へ差遣すると記している。そのため、二

月下旬に隠岐への乗船を申し付け、残りは秋中に天草へ差遣すると通達しているのである。天草への差遣の繰り越しにあわせて、当該年も分割差遣になったため、流罪前に長崎代官へ連絡しているのである。つまり、流罪執行にあたり、大坂町奉行による調整が図られ、五流罪地の中でも御料流島（隠岐・天草）への分散流罪が行なわれたのである。この申し出を受けて、長崎代官は、二月二四日付で大坂町奉行の二人に対して、「御紙上の趣承知仕候、右貴答申上度如斯御座候」と返答し、承諾したのであった。

大坂町奉行は、流罪となる犯罪が発生することを予見したり、その数を調整することはできない。差遣元である大坂町奉行所では、当座の流人数を見極めながら、五流罪地の中で調整して差遣せざるを得なかった。五島と壱岐、隠岐と天草といったように、私領流島と御料流島を組み合わせた差遣実態が確認できる。結果として、規定の「島順」を維持しながら、必要に応じて分散するなどして運用していたのである。

また、天草は預所であり、時宜によっては、流人差遣と預所の交代が重なることもあった。天保三（一八三二）年には、天草に七月十日と八月二三日に二度差遣されている。²⁰この年は、西国筋郡代と長崎代官が同年中に交代しており、七月期は西国筋郡代、八月期は長崎代官との間で遣り取り取りされて流罪が執行されている。これは、不測の手続きと思われるが、流罪執行に関連付けた預所の交代をしていないために生じ、異なる預主のため流人差遣を可能とした。つまり、天草預所支配に関してみれば、行政と司法を連関させた幕府の手続きにはなっていないことが裏付けられよう。

前掲した【史料2】は、八月期の流罪執行にあたって出された文書であり、そこに記されていた「嶋証文」は、天保三年『御用留』

に収められている。

【史料4】

嶋証文

程村式ツ折 美濃紙打掛ケ

覚

此流人六人天草嶋江遣候、若於船中病死候而人減候共請取之、彼嶋二可被差置候、以上、

天保三辰六月十三日

高木栄太郎殿

備後 印

これは、京都所司代太田備後守資始から高木栄太郎に宛てられたものである。大坂から差遣されるにあたって、私領に配流する場合は、流人を大坂へ護送する前日、所司代屋敷へ京都の留守居を呼び寄せ、所司代名義の嶋証文を渡した。以前は老中の証文だったとするが、元禄中期頃からは所司代の証文になったという。²²【史料4】からは天草も、これと同様に所司代の文書であったことが示されよう。差遣中に船中で病死して人数が減っても受け取るように求められ、大坂から出航した時点で、この嶋証文を以て、流人は天草側の管掌となったのである。嶋証文は、流島に対して流人の人数の通達（人別送り）と受け取りを要請する文書であり、これとは別に「流人名前書」が添付された。

【史料5】

流人名前書

一日蓮宗

宝町今出川上ル町

より借屋

藤次郎同居父

万之助

辰三拾四歳

一浄土宗

知恩院宮住侶

清浄香院

定舜

辰三拾三歳

一浄土宗

両山末

西寺町松原下ル町

末慶寺住持

寶山

辰三拾三歳

一浄土宗

知恩寺末

大徳寺境内上野村

光念寺住持

戒順

辰三拾七歳

一浄土宗

知恩院末

大和大路大黒町

高樹院住持

靈教

辰四拾二歳

一日蓮宗

本国寺塔頭

一妙院住持

葉朝

辰三拾八歳

天保三年の京都所司代掛の流人の情報として、宗旨と居住地、氏名、年齢が記されている（宗門人別送り）。これをもとに流人が長崎代官から把握され、富岡役所にも同様の情報を伝達し、管理していったのである。上方においては、所司代や大坂城代からは流罪地の支配中（嶋代官）宛に「嶋証文」が交付されたが、「嶋証文」には当該流人の犯罪事実の記載はなく、別途犯罪の内容を通知するようなこともなかったとの指摘をみる。²³しかし、天草の場合、後段の犯罪内容の通知は行なわれていたことが確認され、流人全ての「科書」が作成されており、長崎代官に通達されている。その一例として、【史料5】の「万之助科書」を示すと次のようになる。

【史料6】

万之助科書

宝町今出川上ル町

より借屋

藤次郎同居父

一遠島

万之助

辰三拾四歳

此者儀町家見世先ニ有之品値段相尋候得共不申聞、又者合力銀差出候様及引合候処相断候迎、彼是纏レケ間敷申聞、押而金銀為差出、其上博奕御法度与乍存、善蔵任頼ニ当正月以来上ケ度

廻り筒の賽博奕宿いたし貫請候席料錢共不殘遣捨候段不届二付、

辰六月

このように、簡潔ではあるものの万之助の罪状が通達されていることがわかる。流人の前科は長崎代官、ならびに富岡役所にとつて、人的管理する上で必要な情報であり、流人が再犯をした際の参考にもされたのである。これまで述べてきたのは、天保三年八月期に天草へ流罪となった京都所司代掛の者であるが、大坂側からの流人も文書で通達されている。『御用留』には「流人証文」として次のものが収められている。

【史料7】

法華宗	無宿	堀江の	清吉	辰式拾九歳	浄土宗	真言宗	當時無宿	力蔵	辰拾五歳	
浄土宗	無宿	天王寺若の	伊之助	辰式拾七歳	真言宗	松平出羽守御預所	市蔵	市兵衛	辰拾七歳	
浄土宗	無宿	伊兵衛	辰次郎	辰拾七歳	真言宗	隠岐国越智郡那久村	遊禪	百姓宇平太倅	才之助	辰式拾六歳
浄土宗	無宿	嶋屋の	松次郎	辰拾七歳	真言宗	光道	市蔵	塩屋式丁目	石川屋安兵衛下人	辰四拾壹歳
一向宗	無宿	提安事	辰拾七歳	一向宗	無宿	岸和田の	市蔵	塩屋式丁目	石川屋安兵衛下人	辰拾八歳

為歳

辰式拾八歳

浄土宗

無宿 樽屋の

音吉

辰式拾五歳

一向宗

市之町寺町永福寺

境内河内屋金蔵

支配借屋 金物屋

与兵衛

辰五拾三歳

浄土宗

丑寅角屋敷

茶碗屋

市兵衛

辰式拾壹歳

右流人拾五人肥後国天草郡嶋江遣候、於船中病死候而人数減候とも請取之、彼嶋江可被差置者也、

天保三壬辰六月

松伊豆 印

高木栄太郎殿

これは、大坂城代松平伊豆守信順が高木栄太郎に宛てたもので、前述した京都所司代掛の「嶋証文」と「流人名前書」をあわせた文書形態となっている。天草へは大坂から一括流罪となるものの、京都所司代と大坂城代とは別々に文書が作成され、長崎代官に通知されていたことがわかる。それは、貫属地での人別管理の原則に立っていたためであり、大坂町奉行は、差遣を所管する役にあつたにすぎない。なお、大坂からの流人には科書は確認できない。天保三

年八月期には、合計二一人の流人を天草で受け取っており、その後、郡中で抽選によって預けられる村が選ばれたのである。²⁴

二 流人の交流と管理

流人の管理上の問題は、行方不明になることである。島抜けがその代表的なものであり、表のように、文化十一（一八一四）年から慶応元（一八六五）年までで五一件を確認することができる。²⁵

表からは、天草が島原半島や熊本藩と至近にあり、容易に島抜けされていた実態が窺える。そのため、天草郡中では、大庄屋や庄屋といった地役人による警戒体制が築かれていたとともに、旅人取締方が置かれ、越村した警察権行使を可能とする組織が設けられていた。²⁶ 島抜けが発生すると、郡中には人相書が廻達され、天保十一（一八四〇）年の「御役所御触会所添書留帳」によれば、次のようにある。²⁷

【史料8】

当郡上野原村ニ差置候流人無宿穢多そふやの宗五郎人相書

一年齡廿壹歳、

一色白キ方、

一髪薄キ方鬚有之、

一目大キ方、

一齒並揃、

一中肉中背、

一面部丸キ方、

一鼻高キ方、

一耳大キ方、

表 島抜した天草流人

	年代	月日	預村	名前	出典
1	文化11(1814)	8月1日	坂瀬川村	市松	【上田】
2	文政元(1818)	9月21日	中田村	松五郎	【上田】
3	文政7(1824)	7月22日	亀浦村	おと吉	【上田】
4	天保2(1831)	3月14日	御領村	虎吉	【年譜】
5	天保3(1832)	12月17日	今富村	音次郎	【上田】
6	天保4(1833)	5月23日	合津村	充道	【年譜】
7	天保5(1834)	6月25日	本村	遊祥	【上田】
8	天保6(1835)	11月10日	教良木村	徳三郎	【上田】
9	天保7(1836)	7月5日	大江村	卯之助	【年譜】
10			亀浦村	與吉	【年譜】
11	天保8(1837)	8月25日	荒河内村	音吉	【上田】・【犯科】
12	天保10(1839)	8月13日	今村	摩津之助	【上田】
13		11月2日	姫浦村	梅吉	【上田】
14		11月24日	御領村	庄吉	【上田】・【資料集②】
15	天保11(1840)	9月14日	上津深江村	鶴吉	【上田】・【資料集②】
16		9月15日	上野原村	宗五郎	【上田】・【資料集②】
17		11月15日	富岡町	音松	【資料集②】
18	天保12(1841)	3月15日	下河内村	岩吉	【上田】
19		4月18日	小田床村	重吉	【上田】
20		11月29日	打田村	辰之助	【上田】
21	天保13(1842)	1月5日	早浦村	兼松	【年譜】
22		9月20日	早浦村	百蔵	【年譜】
23		9月18日	登立村	保次郎	【年譜】
24		閏9月10日	志岐村	清吉	【年譜】
25	天保14(1844)	12月16日	上津深江村	理道	【年譜】
26	弘化2(1845)	3月7日	阿村	松之助	【上田】
27	弘化3(1846)	1月20日	棚底村	法誉	【上田】
28		5月20日	佐伊津村	音吉	【年譜】
29		閏5月3日	佐伊津村	寿吉	【上田】
30		11月11日	宮田村	吉松	【上田】
31	嘉永元(1848)	1月8日	合津村	かつ	【上田】
32		3月15日	牛深村	行誉	【上田】
33		6月18日	崎津村	甚吉	【上田】
34	嘉永2(1849)	2月1日	下内野村	幸七	【上田】・【資料集②】
35		5月4日	御領村	源次郎	【上田】
36		4月14日	町山口村	弥吉	【上田】・【犯科】
37		11月8日	市瀬村	とみ	【年譜】
38	嘉永4(1851)	3月6日	志柿村	喜兵衛	【上田】
39		6月29日	下河内村	亀吉	【上田】
40	嘉永6(1853)	1月29日	平床村	為吉	【上田】
41		4月2日	内田村	仙吉	【上田】
42	安政元(1854)	6月11日	上村	口車	【上田】
43		1月25日	城木場村	幸七	【上田】
44	安政2(1855)	8月13日	下河内村	亀吉	【上田】
45	安政3(1856)	3月3日	棚底村	九兵衛	【上田】
46	安政4(1857)	7月19日	廣瀬村	乙吉	【上田】
47		11月15日	大江村	覚山	【上田】
48	安政5(1858)	12月22日	都呂々村	善七	【上田】
49	万延元(1860)	6月6日	二江村	与三郎	【上田】
50		5月24日	牛深村	萬吉	【上田】
51	慶応元(1865)	9月10日	御所浦村	音吉	【年譜】

「御用書留帳」(上田家文書、天草アーカイブズ蔵、史料番号36-2-54-2)【上田】、松田唯雄『天草近代年譜』(みくに社、1947年)【年譜】、「犯科帳」(長崎歴史文化博物館蔵)【犯科】、安高啓明編「上天草市史資料集 第2巻」【資料集②】より作成。なお、史料の略称を【】で記した。才津を佐伊津と改めた箇所がある。なお、全体網掛けが長崎代官が預所としている。

一言舌騒敷不分りの方、

一其節の衣服木綿・濃千草豎縞之単物ニ木綿形肌着を着、赤色

丸とじ帯を×罷在候、

右者従大坂被差遣候書面、上野原村へ差置候処、当九月十五日

右村方へ不居合、行衛難知旨、今廿一日訴出候二付、日限尋申

付置候条、郡中津々浦々渡海の帰所、諸船出入取締の儀ハ勿論、

其外村々共組々一村限及穿鑿、右体のもの見当候ハ、召捕可

差出候、其外胡乱心当の儀も及承候ハ、早々可申出候、

右の趣組々大庄屋共方一村限遂穿鑿早々可申出候、以上、

子九月廿一日

富岡御役所

栖本組
大矢野組
砥岐組

右廿四日朝飛脚兩人持参候二付写し取置、本紙右飛脚方会所へ
返し呉候様、為持返者直ニ東西へ写候を以廻ス、飛脚長次郎

上野原村の預流人宗五郎が九月十五日に村方からいなくなり、行
方もわからないとして二一日に富岡役所に訴え出られている。まず、

日限尋が申し付けられ、郡中の津々浦々の渡海場所、船の出入りにあたって取り締まりの強化を指示するとともに、各組で一村限の穿鑿にあたるように申し付けられている。そして宗五郎の特徴を記した十一箇条からなる人相書も添えられ、見つけたならば召し捕らえて差し出すように伝えられた。これは、栖本組・大矢野組・砥岐組に宛てて出されており、富岡役所は島抜けに関する浦触を、天草の上島・下島に分けて廻達していたことがわかる。²⁸

また、天保五（一八三四）年に流人音吉が失踪した一件では、捕縛から処分までが同年作成の『御用留』（長崎歴史文化博物館蔵）に所収されている。まず、「天草流人無宿樽屋の音吉行衛不相知候ニ付尋方申付候段先御届書」をみると、次のようにある。

【史料9】

私御代官所

肥後国天草郡荒河内村ニ差置候

流人 無宿 樽屋の

音吉

当年二拾七歳

右者大坂町奉行掛

御城代松平伊豆守殿鳴御証文を以、肥後国天草嶋江遠島被仰付、去々辰八月廿三日着岸仕候ニ付嶋法等申付、書面荒河内村ニ差置、相応の渡世為致候様申渡、村役人共江引渡遣候後、村内ニ居小屋補理差置、家職向相尋候得共、仕覚候儀一切無之候間、家財其外凌ニ不差支様手当いたし遣飯米等時々相渡、都而村方厄介ニいたし置候処、去ル三日夜与風村内ニ不居合候間、所ニ相尋候得共、行衛知兼候旨、同六日富岡陣屋江訴出候ニ付、

天草郡中一村限申触及穿鑿、日限尋申付置候、猶委細の儀者追而可申上候得共、先ツ此段御届申上候、以上、

午正月 十日差出

高木作右衛門

この音吉は、【史料7】にあった大坂町奉行掛の流人である。音吉は、差遣された後、「嶋法」等が申し付けられ荒河内村に預けられた。村内では、小屋を修理した場所に差し置き、村役人は渡世の術を尋ねたものの、才覚が一切ないという。そこで、家財をはじめ、日々を過ごすのに困らないように手当し、飯米なども時宜に応じて渡していた。音吉の世話は全て村方が面倒をみていたものの、正月三日夜に突然、村からいなくなった。探し回ったものの行方がわからず、同月六日になって富岡役所へ訴え出たのである。荒河内村には一村限の日限尋が申し付けられており、詳細は追って申し上げるとし、取り急ぎ長崎代官から長崎奉行へ十日に差出されている。この一村限の日限尋は、【史料8】の人相書にも記されていたように越村して搜索するのではなく、村内に限り警戒体制を強めるものである。

預流人の失踪が確認されると、数日間、預村で搜索をした上で、富岡役所に届けていることがわかる。音吉の所在不明は発覚して三日後に富岡役所に伝えられたが、先の宗五郎の時は、六日間の搜索を経て届けられており、預村での初動搜索期間に明確な規則はなかったものと解される。預村からの訴えを富岡役所が受理すると日限尋が申し渡されるが、これは富岡詰役人の職掌だったことがわかる。その後の措置は、長崎代官を経由して長崎奉行にその判断を仰いでおり、「先御届書」として十日に差し出しており、可及的速やかな対応を行なっていたことがわかる。

村方の流人対応としては、まず、家職向を尋ねて、これに応じる意向を示している。それは、村方が預かる際に、流人に手に職があれば家職の道具や手銭などを支給することになっていたためである。【史料9】でも村方としては、行政手続きに瑕疵がないことを主張し、音吉をくまなく支援していた旨を述べている。

失踪した音吉は、間もなく捕縛される。同年の『御用留』にある「天草嶋流人無宿樽屋の音吉召捕手鎖申付候儀先御届書」には、次のように記されている。

【史料10】

覚

一当午正月十二日手鎖 私御代官所

肥後国天草郡荒河内村ニ差置候

流人 無宿 樽屋の

音吉

当年二拾七歳

右者去ル十日先御届申上置候大坂町奉行掛

御城代松平伊豆守殿嶋御証文を以、肥後国天草嶋江遠島被仰付、去々辰八月廿三日着岸仕候ニ付、書面荒河内村ニ差置、仕覚候職業無御座候間、飯米其外都而村方厄介ニいたし置候処、去ル三日夜与風村内ニ不居合候旨、同六日富岡陣屋江訴出候ニ付、嚴敷日限尋申付、猶天草郡中一村限申触、穿鑿中同十日暮頃、同郡大嶋子村ニ而同村役人共差押、荒河内村役人共江掛合越候由ニ而召捕、翌十一日夜富岡陣屋江差出候間、書面の通手鎖申付置候、委細の義者追而可申上候得とも、先此段御届申上候、以上、

午正月

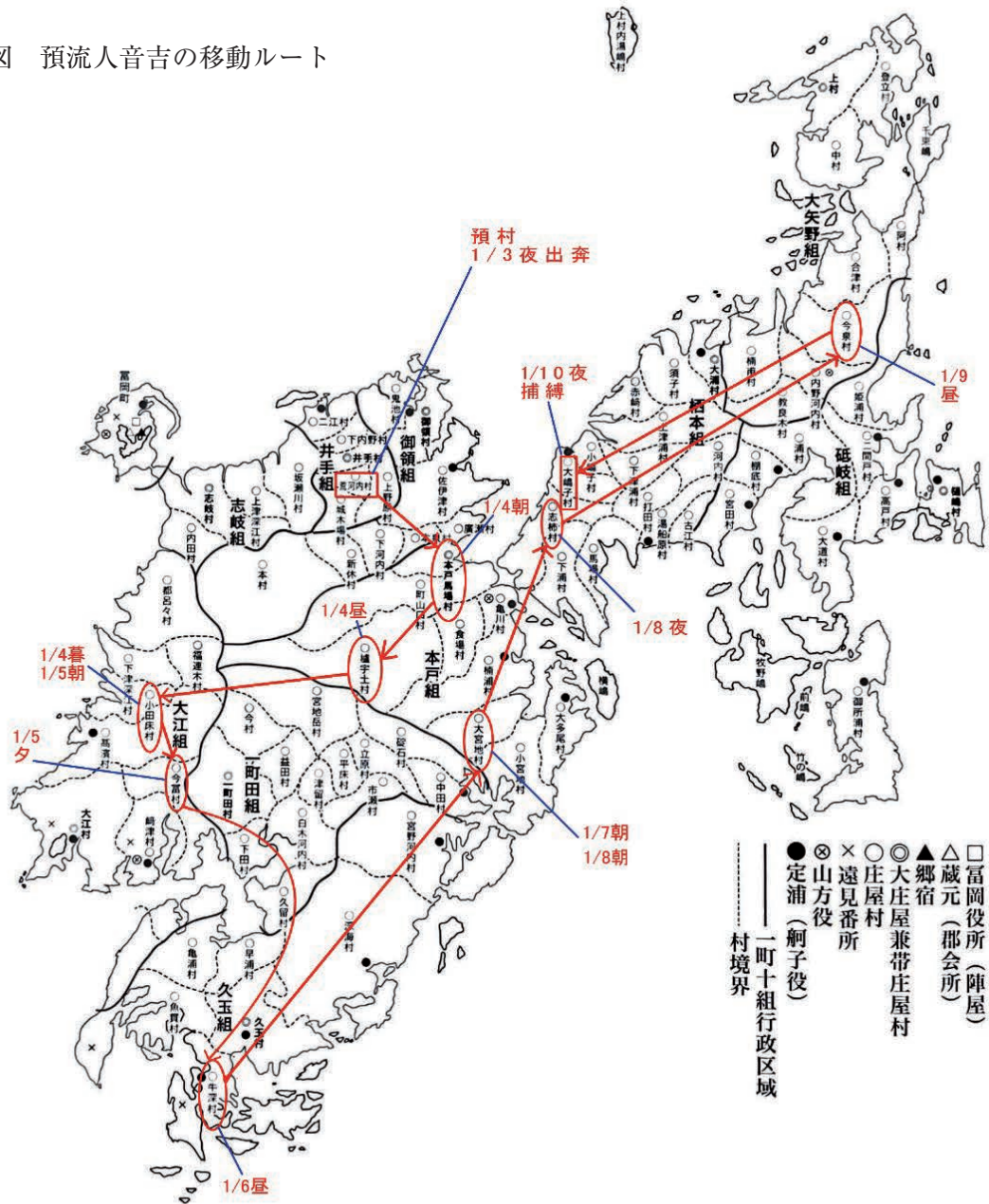
高木作右衛門

前段部分は、【史料9】の内容と同様で、引き渡した後の状況、そして六日に音吉の失踪を富岡役所に訴え出たことを記している。日限尋が申し付けられた後、穿鑿中の同月十日暮に大嶋子村で、村役人が身柄を差し押さえたとの連絡が荒河内村役人にあり、召捕らえられるに至っている。そして、翌十一日夜、富岡役所へ身柄が差し出され、十二日から手鎖となった。詳しいことは追って申し上げるとして、長崎代官からの「先御届書」が長崎奉行所に提出されたのである。

富岡役所まで身柄が送致されて手鎖となった音吉であるが、ここで本格的な吟味を受けることになる。「肥後国天草嶋荒河内村差置候流人音吉儀村方ニ不居合旨訴出日限尋申付穿鑿中召捕差出候一件吟味仕長崎奉行所江相伺下知相済落着申渡候御届書」(天保五年『御用留』所収)には、大坂から天草に差遣された経緯(前科)とともに、前述した天草での引き渡し、失踪時の天草郡中での動きなどが詳細に記されている。なお、音吉が移動したルートは次に掲げる図のようになる。

荒河内村に預けられた音吉は、手に職もないため、村役人たちが世話をして「ざる造り」を習わせるとともに、必要な道具をはじめ、家財など暮らしに支障がないように手当てをしていた。「ざる造り」は、稽古中で渡世できるほどではなく、引き続き村方が支援している状況だった。この年は、余寒が強く村方からの援助を「氣の毒」に感じた音吉は、近村では「ざる」の注文があり、相応の代銭をもらって綿入一つくらいを調達できるのではないかと思いい立ち、旅人が多く商売が繁盛している牛深村に数日間行こうと決意する。そし

図 預流人音吉の移動ルート



安高啓明編『上天草市史 姫戸町・龍ヶ岳町編 近世資料編』第2巻(上天草市、2021年)をもとに作図。

て、村役人に断らず、正月三日夜に他出したのであった。

しかし、牛深村までの道がわからず、他村に知人もいない。そこで、本戸馬場村に流人栄助がいることを聞いていたので、知人ではないが流人同士ということで牛深までの道筋を尋ねようと本戸馬場村へ向かい、四日暁七時に栄助宅に到着した。空腹だったため朝飯を給仕してもらい、五時頃栄助のところを出立、昼九時頃、櫛宇土村に差しかかると、ここに流人藤八がいることを知っていたので尋ねて行ったが留守だった。小田床村に向かうも日が暮れてきたので、名前も知らない百姓らに止宿を求めたが断られ、ここには流人重蔵がいることを知っていたので尋ねて行った。しかし、重蔵も留守にしていたため、当てもなく同村の氏神拝殿で一夜を明かすのだった。五日未明に出立、夕七時頃に今富村を通ると、ここには流人音次郎がいるので尋ねたが不在だった。牛深村に向かうには日が暮れてしまふので百姓家の脇にあった小屋で休み、六日朝に出立、昼九時頃に牛深村に到着した。

面識のない小商しているものの店で休み、ここで「ざる造り」の商売をするために来た旨を話したところ、牛深村は旅人の出入が多く、以前から村役人の厳しい取り締まりがあり、請人のない者は稼ぐことはできないと伝えられた。そこで、音吉は大宮地村に住む流人市兵衛の所へ行くことにした。この市兵衛は、二年前に差遣された際に同船しており（史料7）、「懇意」にしていたという。道中、牛深村へ向かっている名前も知らない塩商人と出会うと、金がなくなってきた音吉は頼み込んで所持していた職道具の内、「庖丁」一挺、「鋸」一挺、「きり」一本を三百文で売り払った。六日七時頃に雨が降り出したので往還端の観音堂で泊まり、七日朝五時頃に市兵衛を尋ねたものの留守だった。そこで、今泉村の流人伊之助（史料7）

に会おうと同村へ向かうことにした。この日の夜は志柿村の道端の地藏堂で寝て九日未明に出発、昼頃に今泉村に到着するも伊之助は「日雇稼」に出ていて不在だった。そこで、大嶋子村にいる流人与兵衛（史料7）の所へ向かい、この日の夜は空家で宿泊、十日夕七時過ぎに与兵衛に尋ねたものの、これまた留守だった。

東目筋では「ざる造り」で渡世できると思い、面識のない百姓の家々に宿を頼んで回ったが断られ続けた。そこで、庄屋宅へ行って頼んだらうまくいくのではないかと思いい立ち、「荒河内村住居の流人二而ざる造渡世いたし度罷越及暮宿相頼候得共、何方茂相断及難波候間、宜相頼候」と自身の身の上を明かした上で、これまでの経緯を話し、よろしく差配してくれるように頼んだのであった。しかし、音吉は尋者となっていたので、村役人に差し押さえられ、身柄が拘束されたのである。こうして、大嶋子村から荒河内村へ身柄が移送されると、ここで吟味されている。

【史料11】

一荒河内村役人とも吟味仕候処、音吉儀去々辰年大坂表方遠嶋被仰付、同年八月廿三日着岸仕候二付、富岡陣屋二おゐて嶋法等申付、右村ニ差置相応の渡世為致候様申渡、引渡遣候後村内ニ居小屋補理差置、家職向相尋候得共、仕覚候儀一切無之候間、ざる造為習候積、右職入用の道具者勿論、家財其外暮方ニ不差支様手当いたし遣候得共、いまた渡世ニ相成候様相覚不申候間、都而村方厄介ニいたし置候処、当正月三日夜方与風村内ニ不居合候間、所々相尋候得共行衛知兼候二付、同六日私役所江訴出敵敷日限尋申付、於右郡中一村限申触穿鑿中ニ候処、同十日夜大嶋子村役人共方音吉を差押置候段掛

合越候間、早速罷越召捕、私役所江差出候儀の旨申之候間、
流人の儀者渡世用ニ候共猥ニ他所為致間敷旨、其外嶋法の儀、
兼而嚴敷申渡置候処、畢竟申付方等閑方音吉儀無沙汰ニ村方
立出候及始末ニ候段、不行届不束の旨吟味請可申立様無之旨
申之候、

右吟味仕候趣書面の通御座候、依之口書類三通相添御下知奉伺
候、以上、

天保五年二月

二年前に大坂から差遣されてきた音吉は、正月三日夜に行方不明
となり、同六日に富岡役所に訴えがあったので日限尋を申し付けた。
郡中一村限が申し触れられ、穿鑿にあたっていたところを大嶋子村
役人が身柄を差し押えた。すぐに荒河内村に連絡され召し捕らえら
れ、富岡役所まで差し出すという申し出があった。流人は渡世稼ぎ
であっても猥に他出してはならず、そのほか、「嶋法」を以前から
厳しく申し渡している。つまるところ、日頃の指導が等閑となつて
いるため音吉が無沙汰に他出したのであり、村役人にも不行届・不
束があったと、長崎奉行所へ上申されている。また、この時、「口
書類三通」が添えられている。これは、音吉が捕縛された大島子村、
預村の荒河内村、富岡役所で作成された調書三通と思われ、各所で
綿密に取り調べられ、これを以て長崎奉行所が判断することになる。
これを受けて下された長崎奉行所の所見は次の通りである。

【史料12】

御附紙伊勢守殿御印

書面音吉儀流人の身分ニ而猥ニ他村江罷越候儀ハ不相成処、

渡世用ニ候迎居村立出、其上村方方渡置候庖丁其外、名住所
不存もの江売払候段、旁不埒ニ付、三十日手鎖申付、以来心
得違無之様申渡、元居村江可被差置候、且又荒河内村役人共
儀村内ニ流人差置候ニ付而者別而可心付処、音吉儀村方立出
候始末ニ至り殊ニ日限尋申付置候、不尋出段不埒ニ付、庄屋
ハ過料三貫文、年寄ハ急度叱置可被申候、

右の通在勤久世伊勢守江相伺候処、附紙を以下知相濟候付、当
二月廿四日於富岡陣屋夫々落着申渡、過料錢等取立之長崎奉行
所江差出申候、依之此段御届申上候、以上、

午三月

公事方御月番江差出

高木作右衛門印

長崎代官からの上申書に、久世伊勢守広正が附紙をして返答して
いる。そこで、音吉は流人の身分であるので勝手に他村へ行つては
ならないところ、渡世稼ぎのために居村を出立した。さらに、村方
から渡されていた庖丁などを名前も住所もわからない者へ売り渡し
たことは不埒であるとして三十日手鎖とし、今後は心得違いがな
いように申し渡して荒河内村に差し置くことにしたのである。

さらに、荒河内村の村役人たちは、預流人には特に気を付けな
ければならないところ、音吉の出立を招いた。特に日限尋を申し付け
ておいても探し出すことができなかったのは不埒であるとし、庄屋
には過料三貫文、年寄には急度叱が申し付けられている。

音吉は「島抜可致所存更ニ無之」（『御用留』）とあり、島抜けを
するつもりでなく、上述してきた通り、村方への気遣いから渡世稼
ぎのために他出したと認定されている。嶋法に違反したことを咎め
て、三十日手鎖が申し付けられたのだった。また、村役人たちは、

預流人を失踪させたこと、さらに日限尋で探し出せなかったことが咎められた理由である。

これは長崎奉行久世伊勢守広正からの下知を受けて、富岡役所でそれぞれに申し渡され、二月二四日に「落着」に至っている。一連の手続きは、長崎代官が流人への裁断権を有しなかったことを意味し、また、天草郡中の村役人の処分権さえも長崎奉行所にあつたことがわかる。また、過料銭なども富岡役所が徴収したのち、長崎奉行所へ提出することになっており、これを長崎代官から申し渡されている。なお、本件については、長崎代官の直接的な上長にあたる公事方勘定所にも報告されたのである。

過料は、「過料銭差出の儀申上候書付」と一緒に提出された。

【史料13】

覚

一銭三貫文

過料銭

右者肥後国天草郡荒内村ニ差置候流人音吉并一件引合者もの共落着被仰渡候付、同村庄屋本多泰助過料銭書面の通差出申候、依之此段申上候、以上、

午三月

高木作右衛門

預流人音吉の一件が落着したことを受けて、荒河内村庄屋の本多泰助に科された過料銭三貫文がこの文書とともに高木作右衛門から長崎奉行所に提出された。終始、流人の失踪にあたっては、長崎奉行所の所轄として司法手続きが展開されていたのである。

取り調べの中で、音吉は他村に住む流人を頼って転々としていたことを供述している。これにあたり、富岡役所もここであがった流

人の調査を行なっており、次の記録を残している（『御用留』）。

【資料14】

右音吉尋参候先々の流人榎宇土村藤八者京都町奉行掛、小田床村重藏者大坂町奉行掛、去ル子年一同被差遣、今泉村音次郎同断、去ル未年被差遣、今泉村伊之助・大宮地村市兵衛・大嶋子村与兵衛同断、去々辰年音吉一同被差遣候ものにて別段相糺不申候、

それぞれの預流人が京都町奉行掛か、大坂町奉行掛かを明らかにされた上で差遣された年までも特定されている。彼ら自身に取り調べは及んでいないようだが、音吉の供述の裏取りがされている。音吉と一緒に大坂から差遣された者との交流は、船中で「懇意」にしていた存在もあつたことから理解できるが、それ以外であっても流人同士のネットワークが重厚に構築されていたことが今回の件で明らかになったといえよう。

三 流人の処分と島抜け

流人が差遣された後、流罪地における犯罪を想定した法規がある。それは、天草が人気険悪な場所²⁹で、縷縷百姓一揆が勃発し、社会不安の甚だしいところに鑑みれば、重罪犯が差遣される以上、当然の措置である。そこで、公事方御定書をみれば、左記の規定がある。³⁰

【史料15】

従前々の例

一遠嶋もの嶋にて死罪以上の悪事いたし候ニおゐてハ 於其嶋
死罪

但、同類又ハ於其嶋ねたり事いたし、或はあばれ候類のもの

嶋替

寛保二年極

一嶋を逃候もの

於其嶋死罪

これによれば、流人が遠島地で死罪以上の悪事をしたならば、その島で死罪とある。また、「同類」だったり、その島でねだりことをしたり、粗暴な者は島替となっている。あわせて、島を逃げた者（島抜け）は、その島で死罪とする。公事方御定書は秘密法典であり、一般に公布されていないことを考えれば、天草では、幕領預所としての支配原理で対処されるため、この公事方御定書の規定は長崎奉行の経伺を通じて、下知状により指示されることになる。³¹

そこで、天草で発生した流人の事件について具体的にみれば、天保六（一八三五）年の『犯科帳』に盗みの判例がある。³²

【史料16】

肥後国牛深村ニ罷在候 流人 無宿 入墨 嶋屋の

一松次郎 未八月十八日牢預 未八月廿一日入牢

和泉守殿江伺、御差図於嶋死罪

右のもの盗其外悪事有之、於大坂敲、又ハ入墨の上重敲の上重追放、其後遠嶋相成処、悪事不相止、去ル已二月十日村内むく方江参ル処、表戸建寄有之明ヶ這入処、人不居合迎揚リ口ニ有之衣類三品盗取、後悔内済いたし度、村内安五郎を頼盗取ル衣類差返、其上村方無断立出ル始末不届ニ付、死罪ニ行ふもの也、

松次郎は、大坂町奉行掛の流人で、遠島になった後も悪事を止めなかった。二年前の二月十日に牛深村むくのところへ行つて、表戸が開いていたところから這つて入り、人もいなかったため、揚口にあった衣類三品を盗み取った。その後、後悔して内済にして欲しいと村内の安五郎に頼んで盗み取った衣類を返却したのであった。しかし、長崎奉行の判断は、村方を無断で出立したことは不届であるとして、老中松平和泉守乗寛へ伺つた上で、下知により天草で死罪となっている。

天草で盗みを働いた松次郎は、長崎に身柄送致されて取り調べを受けており、老中下知がなされるまで長崎奉行所が管轄する牢屋に置かれた。最終的な死罪の執行は、天草で行なうように申し伝えられ、【史料15】の規定通りとなっている。この一連の遣り取りは、長崎奉行が老中へ江戸伺をしているため、正規の司法手続きである。松次郎は内済を求めて村内の安五郎に頼んでいるものの、これは認められなかった。内済は、当事者間で解決を促すものであったが、流人による盗罪として刑事手続きで裁かれたのである。また、自訴も認められていないことも指摘できよう。

流人による盗みは頻繁に起こっていたようで、次に示す天保九（一八三八）年にも発生している。³³

【史料17】

肥後国亀浦村ニ罷在候 流人 無宿 三木の

一与吉

戊三月廿五日入牢

和泉守殿江伺 伺の通於天草嶋死罪

此箱消の分ハ作右衛門手代江相渡候
科書江認不申候事為見合留有之候

右のもの盗其外悪事有之於大坂入墨の上重敲の上大坂三郷払、
撰河両国払、重敲の上重追放、其後遠嶋相成処、悪事不相止、
村方無断立出、上津深江村ニ罷在流人虎吉方江参り帰の節、去
西七月十一日夜九時頃年柄村松五郎宅壁破候処を押し広げ這入、
手元ニ有之木綿反物切地等六貫文盗取、右の内木綿三反壹切手
拭式筋銭壹貫四百文ハ虎吉江呉遣し、木綿壹反ハ着用ニいたし、
切地三切ハ所持、其余ハ売払代金盗銭共都合金式歩壹朱錢四貫
六百文不残酒食ニ遣捨ル始末不届ニ付、死罪ニ行ふもの也、

流人の与吉は、遠島になつても悪事を止めず、村方を無断で出立、
上津深江村にいる流人虎吉宅からの帰路、前年の七月十一日夜九時
頃に年柄村松五郎宅の壁が破れているところを押し広げて這つて入
り、手元にあつた木綿反物切地に加え、六貫文を盗み取つた。この
うち木綿三反一切れ、手拭二筋、錢一貫四百文は虎吉に渡し、木綿
一反は着用、切地三切れは所持していた。そのほかは、売払代金、
盗み取つた金銭、あわせて金二歩一朱、錢四貫六百文は残らず酒食
に遣い切つたという。一連の行為は不届であると断罪され、松平和
泉守乗寛に伺つた上で、天草で死罪が申し渡されている。

与吉は前述した松次郎と同じ処分が下されているが、長崎奉行所
では死罪の量刑だつたため、江戸伺の手続きがとられたのである。
流人の盗罪については、極刑が科されるのが量刑相場となつており、
前科を含めた常習性が加味されたものと考えられる。なお、与吉か
ら品物を受け取つた虎吉は、止宿をしていたり、盗品とは知らなかつ
たが与吉と博奕した勝分として受け取つていたとして、同じく江

戸伺の結果、所持品を取り上げられ、牢内で三十日手鎖となつてい
る。

天保六(一八三五)年には、流人による傷害事件も発生している。³⁴

【史料18】

同郡久玉村ニ罷在 流人 京都室町今出川上ル町 より借屋
藤次郎同居父
一万之助 西三月十三日入牢

和泉守殿江伺 戊二月廿七日御差図嶋替
右のもの悪事有之京都ニおゐて遠嶋相成ル身分不慎、村方無断
立出、牛深村ろく方ニ而流人清吉と酒給合節、同人及悪口共、
勘弁の致方可有之処無其儀、酒狂の上同人帯し参ル脇差を取、
面部并右肩より二ノ腕江懸手疵為負、右拔身を奪合節、其方も
疵受ルなれ共、清吉儀は右疵ニ而右ノ腕、并左右の手の指五本
屈伸不相成、片輪ニ相成ル段、酒狂の由ハ難立、右始末不届ニ
付嶋替、

万之助(史料5)・(史料6)は、遠島になつた身分でありながら、
村方を無断で出立し、牛深村ろく方に訪れ、流人清吉と酒を飲んで
いた。すると、勘弁し難いことがあり、酒狂でのことではあつたも
のの、清吉が持っていた脇差を手にして、顔、そして右肩から二の
腕にかけて手傷を負わせた。そして、拔身を奪い合つた際に、自身
も傷を受けた。清吉はこの傷がもとで、右腕、左右の手の指五本が屈
伸しない後遺症があつた。酒狂を理由に減刑することは認めがたく、
不届であるので、松平和泉守に伺つた上で、「嶋替」となつている。
前掲【史料15】の「あばれ候類」として、処分が下されたのである。

なお、清吉も吟味を受けており、八月十八日に牢預、同月二日に入牢となっている。清吉は志岐村に預けられていた流人であり、【史料16】の松次郎を無断で止宿、内済の世話をしたり、村役人に偽りを申し立てて他村へ行き、流人の身分でありながら脇差を帯びている振る舞いが咎められているが、「右始末不埒二付急度も可申付処、数日入牢二付令宥免、咎の不及沙汰」と、入牢になった期間を勘案して、宥免となっている。「遠嶋相成ル身分不慎」者であったが、相応の傷を負ったとして、幕府の判断としては、宥免に処したのである。本件は、公事方御定書にはとられない、超法規的措置と評価できよう。

天保十一（一八四〇）年には、博奕で処罰された判例がある。³⁵

【史料19】

肥後国天草嶋 流人無宿 入墨 堀江の

一清吉

子六月十三日入牢

同月十九日重敲

右のもの大坂ニおゐて不届有之、遠嶋ニ相成候処、身分不慎賭の諸勝負は御法度ニ有之処、去亥三月廿二日村役人江無断罷出、上津深江村八十松宅にて、下内野村無宿半次郎外三人一同手合ニ加り、式三銭賭之廻り筒簞博奕いたし候段、不届ニ付重敲、

清吉は遠島になりながらも身持を慎まず、賭勝負はご法度であるにもかかわらず、去年の三月二日に村役人に無断で博奕をしに出かけていった。そして、上津深江村八十松宅にて、下内野村無宿半次郎など三人と博奕をしたとして重敲となっている。本件も、長崎で入牢となっており、刑罰も長崎奉行所が申し渡している。

これは一貫して、長崎奉行所で裁断しており、江戸伺にも及んでいない。それは、判例法で対処が可能な罪状であること、重敲であるため、長崎奉行の手限仕置が可能だったためである。長崎代官としては、博奕に対する裁断権を有していないため、長崎奉行所が天草領民（預流人）であっても、長崎村の犯罪と同等に処決したのである。公事方御定書の規定は、重罪を想定したものであり、本件のような軽微な犯罪に対しては、流人であっても長崎奉行所での処分が可能だったのである。

また、【史料9】や【史料10】に記されていた音吉であるが、天保十一（一八四〇）年に島抜けを試みていることを確認できる。³⁶

【史料19】

高木作右衛門御代官所 肥後国天草嶋 流人 無宿 樽屋の

一音吉

子二月廿五日牢預

同三月十九日入牢

備後守殿江伺

右のもの悪事有之、堺ニおゐて入墨の上敲、又者入墨入直し堺両郷扨、或者重敲の上重追放、其後遠嶋ニ相成、村方無断立出候ニ付、手鎖ニ相成候処、又去ル西八月島方逃去、筑前国江籠越所々立廻罷在候処、島逃去候段後悔いたし立帰自訴いたし候与者乍申、右始末不届ニ付嶋替、

これによれば、流罪となる前の量刑が記された上、直近として前述した天草での悪事、村方を無断で出立したので手鎖となっている旨が述べられている。さらに、天保八（一八三七）年八月に島を逃

げ（島抜け）、筑前国に行つて所々を徘徊していたが、島抜けを後悔して立ち帰り自訴したという。しかし、島抜けは不届と断罪され、江戸伺の結果、「嶋替」が申し付けられている。

音吉は島抜けをした身でありながら、自ら天草に戻り自訴を試みた。そして、身柄は長崎奉行所に送致され、老中太田備後守資始に江戸伺をするなど、「自訴」の認定をめぐる審議がなされた。長崎奉行はこれを認める判断をしており、老中もこれを是として「嶋替」になったのである。本来であれば、前述した【史料15】に従い、天草で死罪となるはずだったが、これより一等減じられている。それだけ、天草は島抜けが頻発していたのであり、自ら帰参した行為を長崎奉行と老中は評価したのである。

一方、音吉の島抜けは、村役人の監督不行届と申達されている。

【史料21】

同人御代官所 同国天草郡荒河内村 庄屋本多泰助 年寄三蔵

右煩二付代 年寄

一兼吉

備後守殿江伺

子十月十八日御差函急度叱

本多泰助三蔵儀流人の儀は別而可心付旨申渡も有之候処、村内二差置候流人音吉儀嶋抜いたし候二付、永尋申付置候処、音吉儀隣村下内野村江立帰候迄不尋出候段、一同不埒二付、急度叱、

庄屋本多泰助と年寄三蔵が病気のため、兼吉が長崎奉行所に召喚され、申し渡しを受けている。両人は、流人を特段注意するように申し渡されながら、預流人音吉の島抜けを許したことを断罪されている。永尋が申し付けられていたものの、音吉は、隣村の下内

野村へ立ち帰っており、村役人たちが尋ね出したわけではなかったという。そこで、庄屋・年寄に対して、不埒であるとして急度叱が申し渡されたのであった。これも江戸伺を経て、老中太田備後守資始から下知を受けており、音吉への自訴を認めたものの、村役人の落度は宥されなかったことがわかる。永尋となっている以上、村役人は捕縛する責任を果たさなければならなかったのである。

江戸伺を経て、長崎奉行所で結審すると、【史料17】にも記されていたように、長崎代官手代から富岡役所へ転達された末、刑罰の執行に移行したものである。そして、仕置の執行が済むと、それを認めた届書が作成され、高木作右衛門から長崎奉行所へ提出されるに至り、こうして一連の司法手続きを終えたのであった³⁷。その際、富岡詰の手代が立ち会い刑罰執行を見届けており、滞りなく執り行なわれたことが確認されたのであった。

なお、公事方御定書では、島抜けした者はその島で死罪にすると規定され、流人として不法、違法な行為があれば、「嶋替」または死罪に処すとある。今回、それとは異なる動きが確認され、流人は差遣先の司法判断に委ねられていたことを裏付ける。

天保九（一八三八）年の大坂町奉行掛の高浜村預流人市松が島抜けした結果、大坂で捕縛されている。その際、大坂町奉行は大坂城代に上申しながら裁いており、結果、引廻し獄門に処されている。この結果は、大坂町奉行から長崎代官に「科書」が送付され、さらに高浜村庄屋に過料三貫文、年寄・百姓代には急度叱が申し付けられた。あわせて、「科札」を村内に掲示するように求めており、高浜村の役人らはこれに応じている。

以上のように、島抜けした者の捕縛地に近い奉行所・代官所が一

連の司法行為にあたっては、裁断した結果だけを預所としていた長崎代官に到達したのであり、公事方御定書の規定よりも現場の裁量権が認められている。大坂城代は公事方御定書を閲覧できる立場にあったものの、公事方御定書には、ある程度の融通が認められていたといえよう。そのため、大坂町奉行の司法手続きに従って、大坂城代に稟議を図りながら流人を対処していたのであった。

おわりに

流罪は、幕府の司法制度の枠組みの中で展開されており、公事方御定書に規定されたことよって、西国流島五つの島で紐帯をなした幕府の刑罰体系に組み込まれた。そのため、流罪地からの除外願いは叶い難く、幕藩体制が維持されている以上、継続することを余儀なくされたのである。西国流人の差遣は、大坂町奉行が担っており、その多寡によつて、基本的な島順を維持しながらも、分配の指示を出していた。そこには、幕府評定所とは独立した大坂町奉行所による運用、差配が是認されていたことを裏付ける。

流罪執行にともなう負担は、最終的には村方に及んでいたことは言うまでもない。郡中に引き渡されて以降、村では預流人へ手職の習得のために支援している。なかには、日雇い渡世を送る流人もおり、預けられた村によつて、その対応や支援形態は異なっていた。流人を受け入れる富岡役所も郡中に委任する以上、最低限の要請に留まり、村方としては島抜けなどの悪事が生じた際の弁解可能な対応を行っていたのである。そして、郡中で共通することは、等しく流人に警戒していることであり、牛深村でみられたように請人を求めるなど厳しく対応していたことはその証左となろう。富岡役所

で島法の遵守を申し渡して以降、その管理は村方に移行し、責任ある対応を求めた。しかし、流人間で形成されていた人的交流までを統御することはできず、これは流人差遣から預流人体制まで続く流罪の刑罰的欠陥だった。また、村請による預流人の限界でもあり、流人を地域で更生させるにあつたの課題だった。

長崎代官による預所天草の支配形態は、本領で行なわれていた原則が導入されており、長崎奉行所の所轄としての性格が強い。あわせて郡中では大庄屋の影響が強く、調整装置として機能することでこれを補佐していたのである。村役人の過料や手鎖であっても、長崎三ヶ村と同じように長崎代官は手限仕置権を有しなかった。また、流人処分を長崎奉行が下しているのは、流人証文などの受け取りに関与していたこと、京都所司代掛の場合は、異変があれば届け出なければならなかったためである。つまり、老中への江戸伺を含めて長崎奉行所で築かれていた司法手続きが、預所天草でも展開されていたのである。一方、長崎代官は、長崎奉行に上申するとともに公事方勘定奉行にも報告することで、職掌の担保にしたのである。

流人の処罰の前提には、「遠嶋相成ル身分不愼」がある。これは、身柄が引き渡された際に申し渡される島法違反を示しており、流人が引き渡されたら、原則、流罪地の統治構造のなかに組み込まれた。換言すれば、京都所司代や大坂城代から発給される島証文は、流人船が出港した時点でそれを承諾したことを示しているのである。流人の管理は、流罪地の支配者が行なうものの、長崎代官が預所としていた時期の天草では、本領の原則に従って長崎奉行所がその最高責任者として機能したのである。

(熊本大学大学院人文社会科学部准教授)

- 1 安高啓明『近世長崎司法制度の研究』（思文閣出版、二〇一〇年）三二三頁。
- 2 長崎県史編纂委員会編『長崎県史』対外交渉編（吉川弘文館、一九八六年）四二〇～四二二頁。
- 3 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』（長崎市、二〇一二年）二二一頁。
- 4 戸森麻衣子「近世中後期長崎代官高木氏について―長崎奉行との関係を踏まえて」（『史料館研究紀要』第三五号、文部省史料館、二〇〇四年）。
- 5 森永種夫『幕末の長崎―長崎代官の記録』（岩波書店、一九六六年）。
- 6 赤瀬浩「長崎代官支配―小島牢」の成立と展開」（長崎市長崎学研究所『長崎学』第一号、二〇一七年）。
- 7 安高啓明編『上天草市史 姫戸町・龍ヶ岳町編 近世資料集』第一卷（上天草市、二〇二一年）附録を参照。
- 8 安高啓明『上天草市史 姫戸町・龍ヶ岳町編4 近世 近世天草の支配体制と郡中社会』（上天草市、二〇二二年）三五～四八頁。
- 9 主な研究としては、服藤弘司「『遠島』地天草」（『九州大学九州文化史研究所紀要』八・九合併号、一九六一年）がある。また、安高啓明「近世天草における司法構造と調整機能―長崎奉行と大庄屋の司法的役割を通じて」（『汲古』第八〇号、二〇二一年）では、明治初年に長崎裁判所が天草の司法手続きを担当していることを確認している。
- 10 服藤弘司『大名預所の研究』（創文社、一九八一年）二四四頁。
- 11 安高啓明『近世長崎司法制度の研究』前掲書、二〇二二～二〇八頁。
- 12 石井良助編『徳川禁令考』別巻（創文社、一九六八年）三六三頁。
- 13 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）九五六頁。
- 14 長崎奉行所では長崎からの距離によって、流罪地の中で重軽が決められていた（安高啓明『近世長崎司法制度の研究』前掲書）。
- 15 藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』（清文堂、一九九〇年）三三九～三四五頁。
- 16 文化十（一八一三）年に天草を預所とする際に決まったことで（越中哲也監修『長崎代官手代控―金井八郎備考録』長崎文献社、一九八〇年）、その遣り取りについては別稿を設ける予定である。
- 17 長崎歴史文化博物館所蔵、資料請求番号一四 七一 一六。
- 18 長崎歴史文化博物館所蔵、資料請求番号一四 七一 一五。
- 19 長崎歴史文化博物館所蔵、資料請求番号一四 七一 一〇。
- 20 松田唯雄『天草近代年譜』（みくに社、一九四七年）。
- 21 安高啓明『近世天草の支配体制と郡中社会』前掲書、四一九～四二六頁。
- 22 藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』前掲書、三四三頁。
- 23 藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』前掲書、三四七頁。
- 24 服藤弘司「『遠島』地天草」前掲書、八九頁。抽選とは「鬪取」であり、当たった村に引き渡されることになった（安高啓明『近世天草の支配体制と郡中社会』前掲書、四二八頁）。
- 25 安高啓明『近世天草の支配体制と郡中社会』前掲書、四三九頁を再編。
- 26 安高啓明「近世天草における司法構造と調整機能」前掲書、一六～一七頁。

本研究はJSPS 科研費 19K01250「幕藩体制下における刑法文書の相関性と法概念の形成」の助成を受けたものです。

- 27 安高啓明編『上天草市史 姫戸町・龍ヶ岳町編 近世資料集』第二卷（上天草市、二〇二一年）一三五頁。
- 28 安高啓明『近世天草の支配体制と郡中社会』前掲書、四四〇～四四一頁。
- 29 服藤弘司「『遠島』地天草」前掲書、九七頁。なお、服藤氏は天草は遠島地に相応しい島柄ではなく、甚だ不適當と評価する。
- 30 石井良助編『徳川禁令考』別巻、前掲書
- 31 服森弘司『公事方御定書』研究序説』（創文社、二〇一〇年）、高塩博『江戸幕府法の基礎的研究』（汲古書院、二〇一七年）など。
- 32 森永種夫編『犯科帳』第八卷（犯科帳刊行会、一九六〇年）二七三頁。
- 33 森永種夫編『犯科帳』第八卷、前掲書、三二五頁。
- 34 森永種夫編『犯科帳』第八卷、前掲書、二七三頁。
- 35 森永種夫編『犯科帳』第八卷、前掲書、四〇四頁。
- 36 森永種夫編『犯科帳』第八卷、前掲書、四一八頁。
- 37 森永種夫編『犯科帳』第八卷、前掲書、二七三頁。長崎村庄屋と散使を処罰した場合の事例であるが、二月十八日に科書が渡され、その三日後の二日に届書が提出されていることがわかる。天草でも同様の手続きを経たものと推測される。
- 38 森永種夫編『長崎代官記録集』上卷（犯科帳刊行会、一九六八年）二〇〇頁。なお、本件の詳細については、紙幅の都合上、別稿を設ける。
- 39 安高啓明「近世天草における司法構造と調整機能―長崎奉行と大庄屋の司法的役割を通じて―」前掲書、一九頁。